## 旅費及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人智雲山福祉会

## 社会福祉法人智雲山福祉会、旅費及び費用弁償に関する規程

- 第1条 この規程は、社会福祉法人智雲山福祉会(以下「本会」という。) の役員が本会の業務のため旅行するときは、本規程により旅費 並びに費用を支給する。
- 第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事、並びに評議員、評議員選任 解任委員をいう。
- 第3条 旅行は、理事長またはその委任を受けたもの(以下「旅行命令権者」 という。)の発する旅行命令によって行わなければならない。
- 第4条 旅行の種類は、JR 賃、船賃、航空費、車賃及び宿泊料とする。
- 第5条 本会役員が業務のため出会したときは、旅費及び日当として一律 3,000円を支給する。
- 第6条 この規程に定めるもののほか、旅程計算、旅費の額、その他旅費の 支給については、こがね保育園職員の旅費支給規程を準用する。

## 附則

1. この規程は、平成29年3月29日から適用する。